

告示第146号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により準用する法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和4年4月7日

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エブリー向島店
所在地 広島県尾道市向島町字池田新開戊539番1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の法人の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ププレひまわり 代表取締役 梶原 秀樹
(変更後) 株式会社ププレひまわり 代表取締役 梶原 聡一
変更の年月日 平成29年4月13日
変更理由 代表者の変更のため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の法人の代表者の氏名
(変更前) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈
(変更後) 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二
変更の年月日 平成30年3月1日
変更理由 代表者の変更のため
- 3 届出年月日
令和4年4月4日
- 4 届出書等の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）
尾道市向島支所しまおこし課（尾道市向島町5531番地）
- 5 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - (1) 期間
令和4年4月8日から同年8月8日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 6 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年8月8日

(2) 提出先

尾道市産業部商工課